

令和5年10月10日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成30年(ワ)第38046号 債務不存在確認等請求事件(甲事件)

令和元年(ワ)第17870号 損害賠償請求事件(乙事件)

口頭弁論終結日 令和5年7月18日

5 判 決

岩手県二戸市浄法寺町明神沢56番地2

甲事件原告兼乙事件被告

株式会社夢実耕望

同代表者代表取締役

岡田清

(以下「原告夢実」という。)

10 東京都世田谷区北烏山9-25-6

乙事件被告

岡田清

(以下「被告岡田」という。)

岩手県二戸市浄法寺町門前向11-9

乙事件被告

久保田史

15 (以下「被告久保田」という。)

岩手県二戸市浄法寺明神沢56-23

乙事件被告

小林金夫

(以下「被告金夫」という。)

同所

乙事件被告

小林正子

(以下「被告正子」といい、上記4名を「個人被告ら」という。)

上記5名訴訟代理人弁護士

中島玲史

同

友成実

千葉県浦安市高洲2丁目4番10号

25 甲事件被告兼乙事件原告

株式会社インシップ

同代表者代表取締役

小野伸二郎

(以下「被告インシップ」という。)

同訴訟代理人弁護士

石 田 香 苗

同

山 口 浩 平

同

中 井 優 順

同

円 谷

主 文

- 1 被告インシップは、原告夢実に対し、498万2789円及びこれに対する令和元年11月15日から支払済みまで年6%の割合による金員を支払え。
- 2 原告夢実のその余の請求を棄却する。
- 3 原告夢実及び個人被告らは、被告インシップに対し、連帶して、1億796万6697円及びこれに対する令和元年7月18日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 4 被告インシップのその余の請求を棄却する。
- 5 訴訟費用は、甲事件乙事件を通じ、これを77分し、その10を原告夢実及び個人被告らの負担とし、その余は被告インシップの負担とする。
- 6 この判決は、第1項及び第3項に限り、仮に執行することができる。